

産業衛生技術者の役割とその教育

産業医科大学産業保健学部 保利 一

わが国の労働安全衛生法では、労働者の安全と健康を守るための産業保健スタッフとして、事業場の規模に応じて産業医、衛生管理者などの選任が義務付けられている。産業医科大学は産業医の養成と産業医学の振興に資する人材を養成することを目的として1978年に設置され、産業医をはじめ多くの産業保健スタッフを世に送り出してきた。また、1996年には、それまでの医療技術短期大学を改組して産業保健学部が設置され、産業保健師、作業環境測定士、衛生管理者などの養成を行ってきた。

日本の労働衛生管理の特徴は、産業医を中心とした体制であることである。労働衛生の3管理の中で、健康管理については産業医が中心になることは当然であるが、作業環境管理や作業管理については、産業医では対応できない部分が多い。また、法令で守るべき事項が細かく決められている半面、法令にないことは後回しあるいは放置されてきた。たとえば、産業界で使用されている60,000以上の化学物質のうち、作業環境測定の対象は98物質のみであり、しかも屋内作業に限られている。これらの物質については測定のデザイン、サンプリング、分析、評価の方法が事細かく決められており、測定しなかった場合は罰則があるが、それ以外の物質や場所については何の規制もない。作業環境測定士は測定技術はあるが、法令に従って測定するのが業務であり、環境改善やリスクアセスメントは業務の対象外である。

しかしながら、近年の産業のグローバル化に伴い、化学物質を取扱う事業場では法令を遵守するだけでは対応できなくなっており、法令になくても事業場の自主管理により、現場に存在するリスクを管理することが重要になりつつある。欧米には、作業現場に存在する有害因子を予測(Anticipation)し、認識(Recognition)し、評価(Evaluation)し、改善(Control)できる専門職として、インダストリアルハイジニスト(IH)あるいはオキュペイショナルハイジニスト(OH)という産業衛生分野の技術系の専門職が事業場内にいて、リスク管理を行っているが、わが国にはそのような専門職が確立されておらず、そのため的高等教育機関もない。作業環境測定士や衛生管理者には、現場経験に加え、さらなる専門知識を身につけ、リスクの評価、管理ができる欧米のIH/OHに相当する人材になることを期待したい。ただし、そのためには教育だけでなく、法令上の整備も必要になるだろう。

現在、産業医科大学では、大学院医学研究科の中に産業衛生学専攻を2014年に設置する予定で準備を進めており、設置後は欧米のIH/OHに相当する人材を養成したいと考えている。これまでも本学科は、社会人向けの労働安全衛生関連講座として、知の市場及びその前身のお茶の水女子大学「化学・生物総合管理の再教育講座」の中で労働安全衛生の科目を担当してきた。現在は諸事情により休止中であるが、大学院が設置され、事情が許すようになればまた再開したいと考えている。